



埼玉県報

第 2753 号
平成 27 年(2015 年)
12 月 1 日
火曜日

目次

規則

- 埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（住宅課）

告示

- ファイル暗号化システムの賃貸借に関する入札公告（情報システム課）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（南部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（川越比企地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（北部地域振興センター）
- 1. 5 T MRI 装置に関する落札者等の公示（入札課）
- 入間都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 戸田都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 大規模小売店舗の廃止に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 農用地利用配分計画の認可（農業ビジネス支援課）
- 保安林の皆伐面積の限度（森づくり課）
- 一般国道 122 号の区域の変更（さいたま県土整備事務所）
- 一般国道 122 号の供用の開始（さいたま県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）

規 則

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第七十四号

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表一七の項中「三三・二〇」を「三四・四二」に、「二六八」を「二三八」に改め、同表一九の項中「二八五」を「三三四」に改め、同表七五の項中「二七〇」を「二八二」に改め、同表九九の項中「五二・六三」を「四七・五五」に、「一四二」を「一一二」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千三百四十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年十二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

ファイル暗号化システムの賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成28年3月22日（火）から平成33年3月21日（日）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県企画財政部情報システム課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部情報システム課システム基盤・セキュリティ担当 宮寺、有山 電話048-830-2272（直通）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年1月20日（水）午前9時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年1月19日（火）午後4時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年1月19日（火）午後4時まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県企画財政部情報システム課 平成28年1月20日（水）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則

第18号。以下「財務規則」という。) 第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成28年1月6日(水)午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する(調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。)

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成27年12月7日(月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話 048-830-5775 (直通))
へ提出すること。

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金を
受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Lease of file encryption system

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 9:30 a.m., January 20, 2016

By registered mail or in person: 4:00 p.m., January 19, 2016

(3) Contact Information:

Information Systems Division, Department of Planning and Finance,
Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2272

告 示

埼玉県告示第千三百四十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十七年十二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年十一月二十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人健康姿勢管理
- 三 代表者の氏名
大谷 富夫
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市元郷三丁目十三番九号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、姿勢の歪んでいる人に対し、足裏からの姿勢の改善・管理及び姿勢改善の運動を行い、豊かな人生を愉しむことそして社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千三百四十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年十二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年十一月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人エヌピーオー事業協議会

三 代表者の氏名

瀬山 正

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川越市大字山田字東町千四百三十一番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、生産活動及びその他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な職業準備訓練、日常生活及び社会生活に関する相談、支援、その他の便宜を適切且つ効果的に提供することにより、通常の事業所への就職を目指すとともに、就職が困難な障害者に対しては、その就労の機会の提供に努め、もって障害者の職業・生活の安定、日常生活の支援に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千三百四十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年十二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年十一月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人障害者生活支援ネットワークYOUゆう

三 代表者の氏名

山中 眞理子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県熊谷市石原八百七十六番地十

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者（児）に対し、地域社会のなかで、安心してしかも豊かな生活が営めるよう、教育・福祉・労働・余暇などにかかわる個人・団体・施設が連携して支援活動を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千三百五十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

1. 5 T MRI装置 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総合リハビリテーションセンター 埼玉県上尾市西貝塚148番地 1

3 落札者を決定した日

平成27年10月19日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社栗原医療器械店 さいたま支店 埼玉県さいたま市見沼区東大宮 6 丁

目 3 番地の 3

5 落札金額

128,439,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成27年 8 月 25 日

告 示

埼玉県告示第千三百五十一号

入間市から入間都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十七年十二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千三百五十二号

戸田市から戸田市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十七年十二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千三百五十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十七年十二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社マルス百貨店

一 埼玉県ふじみ野市上福岡一―六―四

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

黒澤弘明

一 埼玉県ふじみ野市上福岡一―十一―二十九

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となった日

平成二十七年十一月十三日

告示

埼玉県告示第千三百五十四号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により次のとおり公告する

平成二十七年十二月一日

埼玉県知事 上田清司

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
アグリグリーン株式会社	埼玉県久喜市菖蒲町小林三千四百十一番地一	埼玉県鴻巣市赤城字大和田九百一番号か七十一筆	七一、八七五
寺山将之	埼玉県鴻巣市鎌塚八百八十九番地	埼玉県鴻巣市鎌塚字西裏七百七十二番一ほか九筆	八、六〇四
浅野勝市	埼玉県加須市駒場五番地	埼玉県加須市駒場字駒場百八十三番ほか十二筆	一二、〇五四
江田勝義	埼玉県加須市伊賀袋二十二番地	埼玉県加須市伊賀袋字芝原五百九十六番一ほか三十筆	二三、七一四
江田繁章	埼玉県加須市伊賀袋二十一番地	埼玉県加須市伊賀袋字芝原六百四番一ほか三十三筆	二四、七四四
江田章司	埼玉県加須市伊賀袋二番地	埼玉県加須市伊賀袋字芝原五百二十番二ほか二十筆	一七、〇三三
江田勉	埼玉県加須市伊賀袋七番地	埼玉県加須市伊賀袋字芝原六百一番号ほか十九筆	一七、〇〇八
江田敏夫	埼玉県加須市伊賀袋十二番地	埼玉県加須市伊賀袋字芝原五百三十二番一ほか二十五筆	二一、〇九八

高橋 利充	高橋 秀一	高橋 邦夫	鈴木 豊茂	下岡 隆治	下岡 雅英	下岡 政男	下岡 敏郎	小林 隆雄	小倉 和夫	大谷 寿男	江田 宏
埼玉県加須市駒場 四百六十四番地	埼玉県加須市駒場 四百六十四番地	埼玉県加須市駒場 四百九十一番地一	埼玉県加須市駒場 百九十番地	埼玉県加須市伊賀 袋四十六番地	埼玉県加須市伊賀 袋五百三十二番地	埼玉県加須市伊賀 袋十四番地	埼玉県加須市伊賀 袋三十二番地	埼玉県加須市伊賀 袋十三番地	埼玉県加須市栄二 千四百二十番地	埼玉県加須市栄二 千百十二番地	埼玉県加須市伊賀 袋四番地
埼玉県加須市駒場 字駒場十六番四ほ か三十二筆	埼玉県加須市駒場 字駒場十七番一ほ か十二筆	埼玉県加須市駒場 字三軒五百二番二 ほか五筆	埼玉県加須市駒場 字駒場百四十九番 ほか二十六筆	埼玉県加須市伊賀 袋字芝原五百七十 五番ほか三十八筆	埼玉県加須市伊賀 袋字芝原五百三十 八番ほか二十筆	埼玉県加須市伊賀 袋字芝原五百七十 番ほか十四筆	埼玉県加須市伊賀 袋字芝原五百三十 九番一ほか五筆	埼玉県加須市伊賀 袋字芝原五百二十 八番一ほか二十八 筆	埼玉県加須市飯積 字三軒千八百六十 八番一ほか百四十 二筆	埼玉県加須市飯積 字火打沼二千百九 番一ほか百十七筆	埼玉県加須市伊賀 袋字下窪六百八十 番一ほか六十二筆
三一、一九八	一三、三一二	七、四六五	二四、二九三	三六、〇六八	一五、三七九	一一、一八六	四、四五四	二五、四六〇	一三二、八五三	一三七、六一五	四八、八九四

渡辺 弘	横山 嵩	山崎 進也	水野 則男	萩原 浩	野澤 保雄	高橋 雅一
埼玉県加須市駒場 二十番地二	埼玉県加須市伊賀 袋三百九十二番地 十	埼玉県加須市駒場 四十八番地	埼玉県加須市駒場 四百六十四番地	埼玉県加須市栄二 千四百八十八番地	埼玉県加須市本郷 千二百七十五番地	埼玉県加須市駒場 四百六十四番地三
埼玉県加須市駒場 字駒場二百五番ほ か四筆	埼玉県加須市伊賀 袋字立崎三百九十 六番四ほか五筆	埼玉県加須市駒場 字駒場四十三番一 ほか十五筆	埼玉県加須市駒場 字駒場百三十三番 ほか三十筆	埼玉県加須市飯積 字三軒千八百三十 一番二ほか九十一 筆	埼玉県加須市伊賀 袋字立崎四百番一 ほか五筆	埼玉県加須市駒場 字駒場二十四番ほ か百二十二筆
四、 九九〇	六、 七六七	一五、 八四一	二八、 五八一	一三〇、 三九五	五、 四八四	一〇八、 一八三

二 認可年月日

平成二十七年十一月二十四日

告 示

埼玉県告示第千三百五十五号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、保安林の皆伐による立木の伐採につき、平成二十七年度において新たに森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成二十七年十二月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

単 位 区 域	範 囲	保 安 林 の 種 類	面 積 (ヘクタール)
入 間 区 域	飯能市、日高市、入間郡越生町、 毛呂山町	水源かん養保安林	144.22
		土砂流出防備保安林	100.66
		干害防備保安林	6.54
		保健保安林	8.54
西 部 区 域	入間市大字新光	防風保安林	0.08
武 蔵 地 区	入間市大字木蓮寺・大字寺竹	防風保安林	0.26
毛 呂 山 地 区	入間郡毛呂山町	防風保安林	0.10
新 郷 地 区	所沢市大字新郷	防風保安林	0.49
狭 山 地 区	狭山市	防風保安林	0.22
鶴ヶ島地区	鶴ヶ島市	防風保安林	0.12
菅 谷 地 区	比企郡嵐山町、ときがわ町、鳩 山町	防風保安林	0.52
寄 居 地 区	熊谷市、深谷市、大里郡寄居町	防風保安林	0.65
利 根 川	本庄市、児玉郡神川町、美里町	水源かん養保安林	48.24
		土砂流出防備保安林	23.34
		干害防備保安林	0.66
荒 川 下 流	深谷市、比企郡嵐山町、小川町、 ときがわ町、秩父郡東秩父村、 大里郡寄居町	土砂流出防備保安林	49.24
		干害防備保安林	3.48
赤 平 地 区	秩父市吉田石間・吉田阿熊・吉 田太田部・上吉田・下吉田・吉 田久長、秩父郡長瀬町、皆野町、 小鹿野町	水源かん養保安林	76.70
		土砂流出防備保安林	245.73
		干害防備保安林	5.74
		保健保安林	0.12

荒川	秩父市黒谷・栃谷・大野原・定峰・山田・小柱・太田・伊古田・品沢・大宮・久那・別所・寺尾・蒔田・田村・上影森・下影森・浦山・日野田町・野坂町・熊木町・荒川贅川・荒川白久・荒川日野・荒川上田野・荒川久那・荒川小野原・大滝・三峰・中津川、秩父郡横瀬町	水源かん養保安林	1,999.64
		土砂流出防備保安林	73.55
		干害防備保安林	40.76
		保健保安林	25.76
秩父地区	秩父市中津川、秩父郡小鹿野町	保健保安林	362.14
計			3,217.50

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年十二月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月一日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 吉 田 学

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百二十二号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
川口市南鳩ヶ谷四丁目二番二二 地先から同市南鳩ヶ谷四丁目三 番九地先		区 間
二五・〇〇 ） 二八・五〇	二一・五〇 ） 二五・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
一一三・五〇		延 長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年十二月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月一日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 吉 田 学

路線名	百二十二号
供用開始の区間	<p>川口市南鳩ヶ谷四丁目三番一五地先から 同市南鳩ヶ谷四丁目三番九地先 まで (ただし、関係図面に表示する部分に限 る。)</p>
供用開始の期日	平成二十七年十二月一日
備考	<p>平成二十七年十二月一日付け、埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第九号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長二九・〇〇メートル</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年十二月一日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十七年十一月九日

指令川建セ第二六〇〇八五一号

二 検査済証番号

平成二十七年十一月二十七日

川建セ第二七〇〇六八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字大蔵字西ノ原四百二十番三の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字平澤二百八十二番地七十三

河内 治